資料５－１

条例附則第２項に基づく取扱いについて

１　概要

北海道青少年健全育成条例附則第２項は、条例の５年ごとの見直しの検討について規定。

【北海道青少年健全育成条例　附則】

１　略
２　知事は、平成 21 年４月１日から起算して５年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２　近年の法改正の状況等

(1) 令和５年６月 16 日、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和５年法律第 66 号）等が成立し、一部の規定を除いて、同年７月 13 日から施行。

(2) 令和５年 12 月 13 日、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和５年法律第 84 号）が成立し、一部の規定を除いて、公布日から１年を超えない範囲内で政令で定める日から施行。

３　条例附則第２項に基づく見直しの検討

今回、条例の大きな見直しは行わないが、引き続き、法令改正や他都府県の条例改正の動向、社会情勢の変化等を注視し、必要に応じて見直しを検討する。